

## 議案第36号

# 大津市火災予防条例の一部を改正する 条例 の制定について

令和8年3月16日(月)  
消防局 予防課

# 簡易サウナ設備に係る基準の改正

## 改正概要

近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する簡易型のサウナ設備が全国的に増加しています。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置されることを想定したものとなっているため、放熱設備の設置場所に支障となる場合があることから、屋外等のテントやバレルに設置される消費熱量の小さいサウナ設備に適用される基準について所要の改正を行います。



テント型サウナ▶



バレル型サウナ▶

# 簡易サウナ設備に係る基準の改正

## 改正内容

【現行】サウナ設備



一般サウナ設備

簡易サウナ設備

に区分して規定を整備する。

### 【簡易サウナ設備】

屋外、その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ又はバレル型サウナに設置する放熱設備であって**定格出力6キロワット以下**のものであり、薪又は電気を熱源とするもの。



薪サウナストーブ



電気サウナストーブ

## 改正内容

### 簡易サウナ設備の離隔距離について

#### 【簡易サウナ設備の特徴】

- 構造・材質や利用形態から一般サウナ設備と比べて熱が蓄積しにくい。
- 周囲の可燃物の表面温度が100℃程度の比較的低い温度で出火する危険性が生じにくい。

【防火安全対策に関する検討会結果報告書抜粋】



防火安全が確保されていることから、周囲の可燃物が引火しない距離を放熱設備の設置に必要な離隔距離として規定する。

※ 周囲の可燃物が木材であれば表面温度が200℃から300℃を超えない距離

## 改正内容

### 簡易サウナ設備の熱源遮断装置について

- 温度が異常に上昇した場合に熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 薪を熱源とするものについては、速やかに使用できる位置に消火器を設置することで熱源遮断装置に代えることができる。

### 簡易サウナ設備の設置に係る届出について

- 個人での使用を目的として設置するものを除き消防署長への届出を必要とする。

# 住宅における火災予防を推進するための施策に係る改正

## 改正の背景

令和6年能登半島沖地震において輪島市で発生した大規模火災を受けて開催された消防防災対策のあり方検討会において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえて、火災予防条例（例）に基づき所要の見直しを行うもの。

## 改正内容

### 住宅における火災予防を推進するための施策について（第30条の7第1項）

- 住宅火災の予防施策として普及促進を図るもののなかに  
**感震ブレーカー**を加えて明記する。